

【 投薬 】

３７９ うつ病等に対するクロナゼパムの算定について

《令和６年１１月２９日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するクロナゼパム（リボトリール錠）の算定は、原則として認められない。

- (1) うつ病
- (2) パーキンソン病

○ 取扱いを作成した根拠等

クロナゼパム（リボトリール錠）は、抗てんかん薬の一つであり、その添付文書の効能・効果は「小型（運動）発作」「ミオクロニー発作、失立（無動）発作、點頭てんかん（幼児けい縮発作、ＢＮＳけいれん等）」、精神運動発作、自律神経発作」と示され、作用機序にＧＡＢＡニューロンの働きを増強するとある。

うつ病及びパーキンソン病の病態においては、てんかん、けいれんの症状は通常生じないため、本剤の適応はないと考える。

以上のことから、うつ病、パーキンソン病に対する当該医薬品の算定は、原則として認められないと判断した。